

官庁建物実態調査において、木造建築物の保安度調査、木造建築物延焼防火度調査が廃止され、現存率調査へ移行された(非木造建築物との調査方法の統一)。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「国土交通省の公共建築物における木材の利用の促進のための計画」が策定された。

これらを踏まえ、「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」について次の点を改定した。(平成25年4月1日施行)

1 事業計画の必要性の評価

「事業計画の必要性に関する評価指標」(参考3 11ページ参照)

・「木造(保安度)」、「非木造(現存率)」の別を無くし、「施設の老朽(現存率)」に一本化した。

・「地域性上の不適」の評価において「防火度」に関する記述を削除し、「延焼の可能性が著しく高い」、「延焼の可能性が高い」、「延焼のおそれがある」の3区分とした。

2 事業計画の効果の評価

「施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込みチェックリスト」(参考3 15ページ参照)

・分類「環境保全性」に評価項目「木材利用促進」を新たに設けた。

・評価項目「地域性」の施策に「地域性のある材料の採用」を追記した。